

第10期計画の概要

近年の動向

基本指針（R8. 3社会保障審議会介護保険部会）

第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要

認知症施策基本法（R5. 6成立、R6. 1施行）

認知症施策基本計画（R6. 12閣議決定）

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

＜基本的施策＞

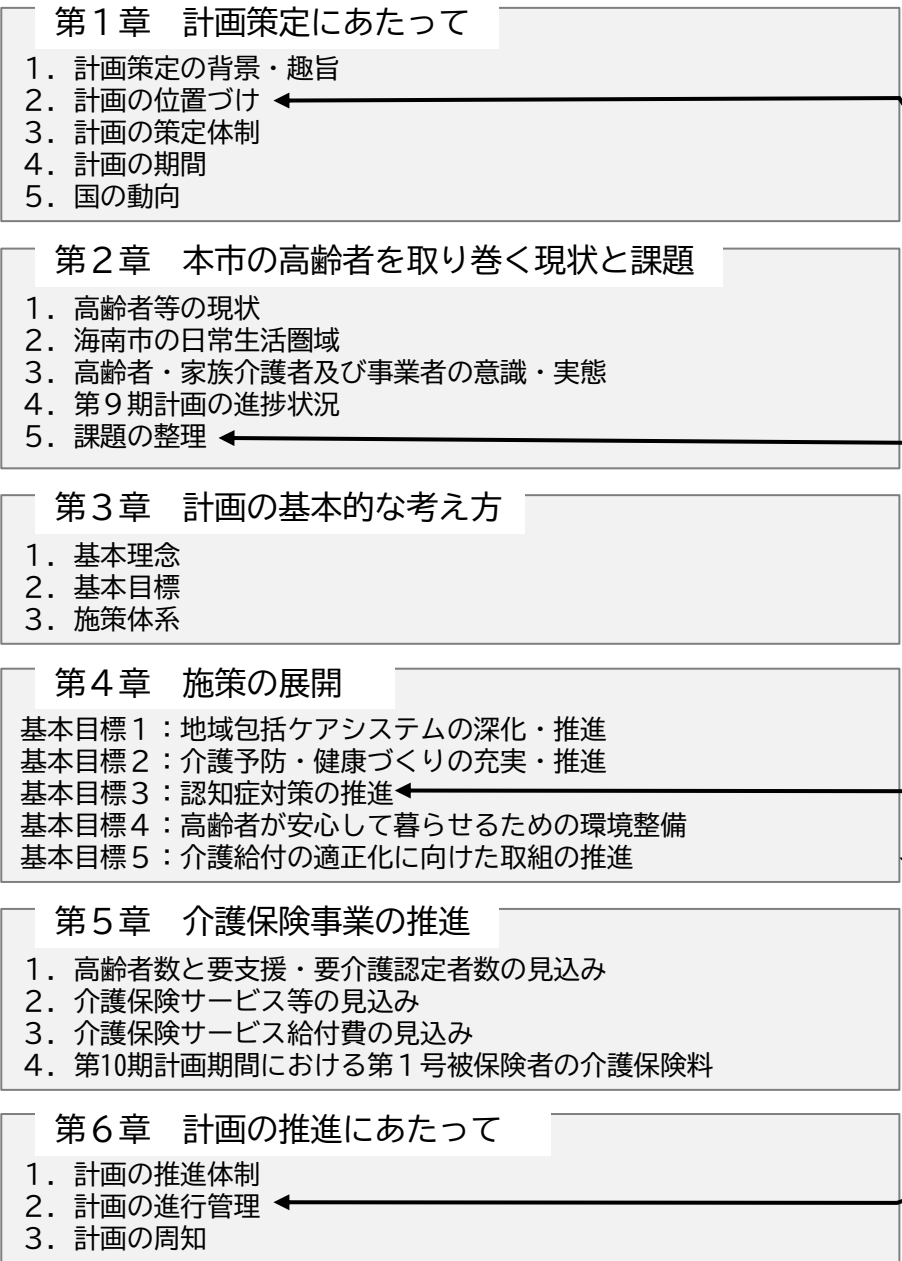
1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 研究等の推進等
8. 認知症の予防等
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施
10. 多様な主体の連携
11. 地方公共団体に対する支援
12. 国際協力

※都道府県計画・市町村計画の策定（努力義務）

ロジックモデルを活用した計画推進

ロジックモデルは、施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したものであり、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の一環

第10期計画の構成イメージ



変更のポイント

- －2040年を見据えた計画策定－
- 介護サービス基盤の計画的な整備
 - 地域包括ケアシステムの深化
 - 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の一体的策定について記載

認知症施策の課題について記載

認知症施策基本計画の基本的施策を踏まえて再整理した認知症施策について記載

ロジックモデルに基づく評価指標について記載

ロジックモデルに基づく進捗管理について記載